

提言

# 「投資一任の導入」

## 確定拠出年金においても一定のニーズの開拓が見込まれる

- 我が国でも、確定拠出年金加入の意義を認識しつつも、実際の運用になると知識の無さなどで加入に二の足を踏む層が相当程度見込まれる
- 運用開始時の運用商品の選択のみならず、長期的な運用を前提とする確定拠出年金においては、運用中のリバランスや年齢に応じた組み換えなどが効果的だが、これを実際に行うための金融リテラシーの引き上げには限界がある
- バランス型ファンドやラップ型ファンドなどの投資信託でもある程度達成できるが、人それぞれ、年齢に応じた個別の運用を行うためには一任運用が適切である
- 手数料などコスト面での負担については、ロボアドバイザーなどコストを低減しユーザー体験を向上させたサービスが我が国でも定着しつつある
- 導入に際しては、一任業者の業務範囲及び責任の範囲、取り扱う商品の選定、フィデューシャリー・デューティーを全うするための要件作りが必要

# 米国ではManaged Account導入の機運が高まる

- 投資一任を導入しているDCプランスポンサーは28%\*1にとどまるが（2017年。なおターゲットデイトファンドは94%）、投資一任が適格デフォルト商品（QDIA）に組み込まれていないことが一因として考えられる
  - Empower RetirementやFidelity Investmentといった大手DCスポンサーが2017年に投資一任をQDIAに組み入れはじめている



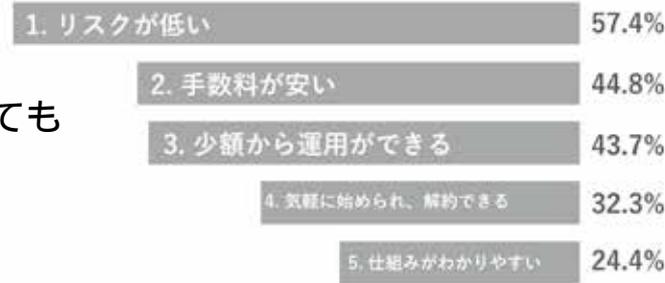
\*1 NEPC 12th Annual Defined Contribution Plan & Fee Survey

- これまでFinancial EnginesやMorningstarなどDCスポンサーが第三者に一任することがコスト増要因となっていた
  - Bettermentなどのロボアドバイザーが、ワンストップの形でDCプランを提供することで、コスト削減、顧客のプラン選択ストレス軽減などが図られている

	投資一任	TDF	バランス型投信
運用内容の組替え	○	○	○
年齢など運用時期に応じた運用内容の変更	○	○	X
個人のリスクプロファイルなどに応じた運用方針の構築	○	X	X

## ユーザーのペインポイント（事業者調べ）

「資産運用に興味があっても  
なぜはじめられないか」



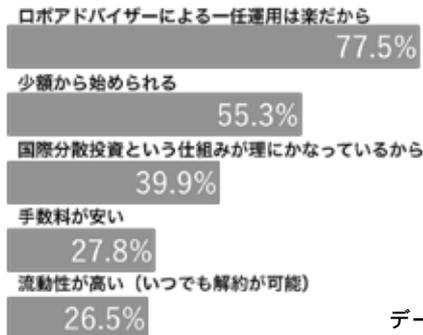
## ロボアドバイザーによる課題解決

- ETFによる分散投資
- 手数料は1%前後
- 少額から開始できる
- スマートフォンなどUIを重視した申込み方法
- 運用状況は常に確認可能
- コスト構造も明確

データ出展：2015年事業者調べ。リサーチ会社を使いランダムに抽出

## 日本のロボアドバイザー社の事例

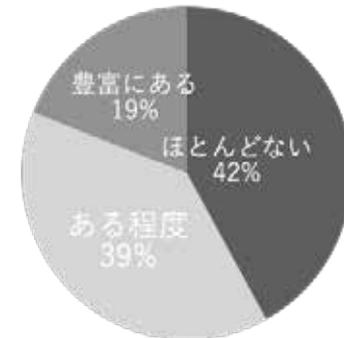
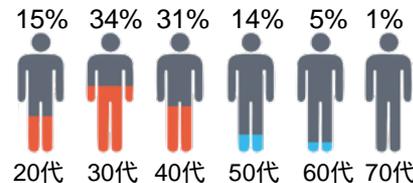
### なぜロボアドバイザーを始めたか



### 2018年2月時点でのユーザー属性（年代・投資経験の程度）

49%のユーザーが20代・30代

81%のユーザーが投資初心者



データ出展：2018年2月事業者調べ。当該事業者のユーザーを対象

リスクを「オールオアナッシング」な投機的な行為と捉えている層に、まず第三者に預けて運用を経験することで、リスクについての認識を持ってもらう

35.9%	投資や資産運用に関する意識が変化
32.8%	経済ニュースへの関心が高まる
20.2%	お金・投資・資産運用に関する会話が增えた
14.5%	お金の知識は向上
10.8%	お金の使い方を見直した
4.8%	お金の不安が和らいだ・人生に前向きになった
33.7%	特に変化はない

提言

# 「中途脱退要件の緩和」

- 米国においては、医療費、失業時の医療保険等支払いなどで早期引き出しが認められている
- 我が国においても、長期的に資金が「塩漬け」されてしまうのでは、という観点から確定拠出年金への加入に躊躇する層が一定程度見受けられ、一定の要件下での早期引き出しを認めることが、特に個人型DCの普及促進に寄与すると考えられる
- いわゆる中途退職時の脱退一時金給付問題に見られるような事案へは、税率の引き上げなどのペナルティを課すことも効果的と考えられる

## Hardship Withdrawalの要件

米国では59<sup>1/2</sup>才以下の中途脱退には原則として10%の課税ペナルティーが課せられるが（除く州税）、下記のような場合にはペナルティーが免除される

- 初回の家屋購入
- 一定の教育資金
- 死亡、身体障害
- 一定の医療費
- 一定の健康保険費用
- その他

\* 401(k)、IRA、Rothプランなどそれぞれ要件が異なる

\* Tax Cuts and Jobs Act、Bipartisan Budget Act of 2018など、近年も制度改正により要件などが変更している

英国では2015年に引出し自由化が進んだ

- 引出しの年齢制限を55歳に統一
- 25%は非課税（残りは所得課税）
- 退職時一括引出しのペナルティを撤廃
- 他の金融商品に移管する際の課税繰延べを全ての引出し型商品に適用
- Lifetime ISAに関しては、住宅購入の場合は、口座開設から1年経過後であれば自由に引き出せる